発議第17号

議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合における市 川市議会の議員の政務活動費の特例に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び市川市議会会議規則 第14条の規定により提出いたします。

平成29年7月25日

提出者

市議会議員	西	村		敦
IJ	かつ	また	竜	大
JJ	越	Ш	雅	史
IJ	荒	木	詩	郎
JJ	松	永	修	巳
JJ	加	藤	武	央
JJ	竹	内	清	海
IJ	中	山	幸	紀

市川市条例第 号

議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合における市 川市議会の議員の政務活動費の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合に おける当該議員の政務活動費について、市川市議会政務活動費の交付に関す る条例(平成28年条例第1号。以下「政務活動費交付条例」という。)の 特例を定めることにより、市民の市政に対する信頼の確保を図ることを目的 とする。

(申請の特例)

- 第2条 議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合における市川市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例(平成29年条例第 号。以下「議員報酬等特例条例」という。)の規定により議員報酬等の支給が差し止められ、かつ、その差止めが取り消されていない議員が所属する交付対象会派(政務活動費交付条例第3条第1項に規定する交付対象会派をいう。以下同じ。)は、政務活動費交付条例第4条第3項の規定による申請をするときは、当該議員を政務活動費交付条例第5条第1項に規定する所属議員に含むことができない。
- 2 議員報酬等特例条例の規定により議員報酬等の支給が差し止められ、かつ、 その差止めが取り消されていない交付対象議員(政務活動費交付条例第3条 第1項に規定する交付対象議員をいう。以下同じ。)は、政務活動費交付条 例第4条第3項の規定による申請をすることができない。

(返還)

第3条 政務活動費の交付を受けた交付対象会派に所属する議員が議員報酬等特例条例の規定により議員報酬等の支給を差し止められたときは、当該議員は、差止めの日の属する月の翌月分(その日が基準日(政務活動費交付条例第5条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)に当たる場合は、当月分)以後は、同項に規定する所属議員に含まないものとし、当該交付対象会

派は、既に交付された政務活動費の額から当該議員を含まずに算定した政務 活動費の額を減じて得た額を速やかに返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた交付対象議員が議員報酬等特例条例の規定により議員報酬等の支給を差し止められたときは、当該交付対象議員は、差止めの日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、事務処理に必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 議員が議会及び市政に対する市民の信頼を著しく損なう反社会性の高い非違 行為をした場合においては、その原資を市民の税金とする政務活動費を交付し ないこととすることにより、市民の信頼を少しでも回復する必要がある。 これが、この条例案を提出する理由である。